

議案第10号

長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成30年3月6日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）の施行に伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うもの。

長与町税減免に関する条例の一部を改正する条例

長与町税減免に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「第292条第1号第9号」を「第292条第1項第9号」に改め、同条第2項中「補てんされるべき」を「補填されるべき」に改め、同条第3項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「あん分して」を「按分して」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。